

健康おおつ21応援団ロゴマークの使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、健康おおつ21応援団ロゴマークを使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、健康おおつ21応援団ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）とは、別図に掲げるものとする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、大津市に帰属する。

(使用適用者)

第4条 ロゴマークを使用できる者は、大津市健康おおつ21応援団推進事業実施要領に基づく登録をしている事業所等又は次の各号に該当する者とする。

- (1) 国又は他の地方自治体
- (2) ロゴマークを報道のために使用する報道機関
- (3) その他市長が認めた者

(届出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長に届出なければならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する者は、届出を省略することができる。

2 前項の規定による届出をする使用者は、健康おおつ21応援団ロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に、次に掲げる物件等を添えて提出しなければならない。その届出内容に変更が生じたときも同様とする。

- (1) ロゴマークの使用状況が分かる物件等一式。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (2) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる各号いずれかに該当する場合は、ロゴマークは使用できないものとする。

- (1) 大津市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 特定の政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとするなど、独占的に使用し、又は使用することをおそれがあるもの
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定が得られていないもの
- (6) その他、使用することが不適切と認められるもの

4 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出した内容にのみ使用すること。
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、届出の日の翌日から起算して1年間とする。使用期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用期間を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(使用の中止等)

第9条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その届出に係る物件等の使用を中止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

- (1) 第5条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに反したとき。
- (3) 虚偽の内容により届出したとき。
- (4) 当該届出に係る使用品等が、第三者に損害を与えたとき。

2 市長は、届出なくロゴマークを使用又は使用しようとしている者に対し、その使用品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 使用中止及び回収等に伴う費用等は、使用者が負担することとする。

(損失補償等の責任)

第10条 市長は、ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

健康おおつ21応援団ロゴマーク使用届出書

年 月 日

（あて先）
大津市長

（届出者）住所（法人にあつては所在地）
〒

氏名（法人にあつてはその名称）

代表者氏名

担当者氏名

連絡先（ ）

メールアドレス

大津市が取組を進めている健康おおつ21応援団推進事業の趣旨に賛同し、その発信に協力するため、下記のとおり健康おおつ21応援団のロゴマークを使用しますので、届け出ます。

記

1 使用 方 法	(できるだけ具体的に記載願います。)
2 使用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

※使用物件の完成品又はその写真を添えて提出してください。

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別図 健康おおつ21応援団 ロゴマーク

